

時代区分II (2)-③沖縄県による尖閣諸島の管理の試行を示す資料

尖閣諸島を八重山島警察書の仮管轄に編入する訓令

No.11 沖縄県警察統計表 明治24年

報H29/P17 1891年(明治24年)12月11日(訓令) 1892年(明治25年)12月7日(収録誌)

第二 警察 區 誌		第一 警 察 署 誌	
署 名	所 在	駐 在 所	間 切 所
那覇警察署	那覇東村	那覇	那覇
糸満分署	兼城間切糸満村	兼城	兼城
水上警察所	那覇西村	那覇	那覇
首里警察署	首里大中村	首里	首里
名護警察署			
嘉手納分署			
渡久地分署			
久米島警察署			
宮古島警察署			
八重山島警察署			
合 計			

日 付	内 容
十二月十一日	警 告 達 第 五 號 ヲ 以 テ 巡 査 動 意 調 査 法 ヲ 定 ヲ 各 署 ノ 取 扱 ナ 一 定 ス
全 月 全 日	縣 訓 令 第 四 六 號 ヲ 以 テ 縣 下 大 東 島 ノ 警 察 所 轄 ナ 假 リ ニ 那 覇 警 察 署 ニ 付 ス
全 月 全 日	縣 訓 令 第 四 七 號 ヲ 以 テ 阿 根 久 場 島 ノ 警 察 所 轄 假 リ ニ 八 重 山 島 警 察 署 ニ 付 ス
全 月 十 四 日	警 告 達 第 六 號 ヲ 以 テ 警 察 事 故 表 ヲ 改 正 シ 廿 五 年 一 月 ヨリ 實 施 ス
全 月 十 六 日	警 告 達 第 七 號 ヲ 以 テ 巡 査 動 意 調 査 法 中 ニ 刪 除 ナ 加 フ
全 月 廿 五 日	本 縣 警 部 長 小 松 川 隆 奈 真 縣 警 部 長 ニ 轉 シ 從 七 位 竹 下 康 之 本 縣 警 部 長 ニ 任 ス

日 付	内 容
二 月 九 日	縣 達 乙 第 九 號 ヲ 以 テ 司 法 警 察 事 務 取 扱 手 續 ナ 制 定 ス
全 月 全 日	警 訓 令 第 一 號 ヲ 以 テ 右 取 扱 手 續 中 疑 議 ノ 生 ス 可 キ 廉 ニ 説 明 ナ 與 フ
全 月 十 三 日	警 訓 令 第 二 號 ヲ 以 テ 首 里 名 護 兩 警 察 署 巡 査 内 外 動 ノ 定 員 ナ 變 更 ス
全 月 廿 一 日	縣 達 乙 第 一 六 號 ヲ 以 テ 警 察 賞 與 内 則 第 九 條 ヲ 改 正 シ 一 般 人 民 ニ シ テ 人 命 救 助 ナ 爲 シ タ ル モ ノ ハ 總 テ 褒 賞 條 例 ニ 依 ラ シ ヲ
全 月 廿 七 日	警 訓 令 第 三 號 ヲ 以 テ 那 覇 警 察 署 巡 査 内 外 動 ノ 定 員 ナ 變 更 ス
三 月 十 九 日	警 告 達 第 一 號 ヲ 以 テ 名 護 宮 古 島 區 裁 判 檢 事 掛 出 張 所 勤 務 警 部 ノ 出 張 巡 回 該 地 警 察 署 所 轄 外 ニ 係 ル 時 ハ 持 區 内 日 當 ニ 依 ラ ス 通 常 旅 費 ナ 支 給 ス ル 旨 ナ 達 ス
四 月 十 六 日	縣 達 乙 第 三 四 號 ヲ 以 テ 陸 軍 ヲ 人 ノ 犯 罪 者 傳 送 護 送 取 扱 ノ 件 ナ 廢 止 ス
全 月 十 八 日	警 訓 令 第 四 號 ヲ 以 テ 警 部 復 服 着 用 期 限 ナ 定 ヲ 五 月 ヨリ 十 月 迄 ト ス
六 月 十 七 日	縣 達 乙 第 六 六 號 ヲ 以 テ 海 軍 ヲ 人 ノ 犯 罪 者 傳 送 護 送 取 扱 ノ 件 ナ 廢 止 ス
全 月 二 十 七 日	縣 達 乙 第 七 三 號 ヲ 以 テ 巡 査 定 員 百 五 十 七 名 ナ 改 メ テ 百 六 十 名 ト ス
七 月 一 日	警 訓 令 第 五 號 ヲ 以 テ 八 重 山 島 警 察 署 所 轄 内 巡 査 配 置 ノ 訓 令 ナ 取 消 シ 署 長 ノ

所蔵: 国立公文書館

↑ 該当部分(内容見本記載箇所)

資料概要

沖縄県警察部が編纂した同県警に関する年次報告書のうち、1891年度(明治24年度)の報告書。同年12月に、阿根久場島(※1)を暫定的に八重山島警察署の所轄として取り扱うよう、沖縄県知事から同署に対して命令が出されたことが記されている。

このように、この資料は、尖閣諸島の領土編入以前から、沖縄県が暫定的に同諸島を警察の所轄区域として管理を試行していたことを示している。なお、資料本文中に「警察所轄『仮に』八重山警察署に付す」とされているのは、まだ尖閣諸島が正式に領土編入される前の時期であるため、正式な行政行為としての警察による管理を行うことができなかったためである。

※1 阿根久場島は尖閣諸島の別称で、地元沖縄県及び八重山地方で当時このように呼称されていた。

内容見本

(一八九一年(明治24年))同月同日(十二月十一日) 県訓令第四十七号ヲ以テ阿根久場島ノ警察所轄仮リニ八重山島警察署ニ付ス

作成年月日	1891年(明治24年)12月11日(訓令) 1892年(明治25年)12月7日(収録誌)
編著者	沖縄県警察部
発行者	沖縄県警察部
収録誌	沖縄県警察統計表 明治24-26年分
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
所蔵機関	国立公文書館で利用手続きを行う